

年内結論で処理委に陳情

水俣病補償一任派

月末ごろ水俣再訪

処理委の意向 補償は年金の形に

水俣病患者救済互助会の山本亦由会長ら補償処理委一任派の代表四人は、三日月正午すぎ厚生省環境衛生局長室で、処理委の千種座長ら三人の委員に会い、「できるなら年内に結論を出してほしい。もう一度水俣にきて現地の事情を聞いてほしい」と陳情した。これに対し処理委側は、年内に結論を出すよう努力し、今月末ごろに水俣を再訪することを約束した。

処理委は四月二十六日の予定、五月六日の第二回会合らしい、十次具体的作業にとりかかるもよう六回の会合を開いているが、補償の具体的作業にはまた移っていない。今月末の水俣再訪を機に順次具体的作業にとりかかるもようだが、千種座長は「こちらから案面を出して、これに従え」と（結論）を出して、これに従えと

いった方式をとる考えはない。患者側、会社側、その他の関係者とも相談し、当事者に納得していただけるような、常識的にもうなすけるような、しかしスジの通った案を練りあげていきたい」と述べ、さらにこれからの方針などを次のように語った。

一、処理委では三十四年の見舞い金契約は、それはそれとして新しいあつせんを考へることにしていく。しかし見舞い金契約を無視して新しいものを出すわけにはいかない。見舞い金契約も検討している。見舞い金契約に「将来水俣病が会社排水に起因すると決定した場合も新たな補償要求はしない」という条項があるが、これが現在法律上どういう効果を持つのか、考へる必要があるだろう。

一、会社側の「過失」の有無なども問題であるが、処理委のはあつせんだから法律上の解釈にたわる必要はないと思う。しかし

法律上の関係を無視するわけにはいかない。法的にも適切なあつせん案を考へたい。

一、見舞い金契約では患者の重症、軽症を区別していないが、患者にはそれぞれ差がある。処理委では等級に分けたいと考えている。等級分けをするにしてもどういう具合に分けるか、それをどこにやってもうるか、どのように等級を判定するのか、金額をどう分けるか、いろいろ検討しなければならぬことが多い。また死亡者に対して支払われた弔慰金が適当であったかどうか、今度の死亡者の弔慰金をどうするか、弔慰金が必要なら弔慰金ではない。医療費については患者に負担させないようになりたいと思っている。補償金は年金の形がいいのではないかと考へる。物価騰貴を考へて物価スライド方式をとった方がいい。

◇山本亦由会長の話 訴訟派の裁判が始まって、処理委一任派にも処理委の結論が遅れていることに對する不安も出てきているが、処理委が今月末ごろ水俣に来て話を聞き、処理委の経過などを説明してくれることになったので、ひとまず安心しました。（東京支社）



処理委員会は陳情する山本互助会長（後ろ向き右端）とその左千種座長